

高浜 4 5 番地自治会みどりの協定

(協定の目的)

第1条 この協定は、私達の庭のみどりを豊かにし、高浜地区が豊かなみどりに包まれたところとし、住まいの環境を快適で安心できるところとすることを目的とします。

(協定の名称)

第2条 協定の名称は、高浜 4 5 番地自治会みどりの協定(以下「協定」という。)とします。

(協定の区域)

第3条 協定の区域(以下「協定区域」といいます。)は別紙図面の区域とします。

(協定の締結)

第4条 この協定区域内の土地所有者〔都市緑地保全法(以下「法律」といいます。)第14条にきめてある土地の所有者等をいいます。(以下「土地の所有者」といいます。)]がお互に全員の賛成により締結します。

(協定の効力)

第5条 この協定、第1条の目的を達成するため、法律にある認可を受けることとします。

(協定の変更と廃止)

第6条 協定の内容を変更しようとするときは、土地所有者全員の賛成によることとします。

2. 協定を廃止しようとするときは、土地の所有者の過半数の賛成によることとします。

(緑化に関する事項)

第7条 第1条の目的を達成するため、植える木などについて次のとおり、とり決めます。

1. 植える木の種類と場所

植える木は、私達のみどりを豊かにするとともに周辺環境を良くするために必要なものとします。そのための、次のなかから1本を選び庭に植えるものとします。

イ. 花(または葉)を楽しむ木

ウメ、コブシ、カイドウ、サルスベリ、モクセイ、ツバキ、リザンカ、クチナシ、八重桜、ニシキギ、花ザクロ、花ミズキ、姫リンゴ等

ロ. 果実が楽しめる木

カキ、モモ、イチジク、ビワ、カリン、ウメ、アズキ、ミカン(柑橘類)ポーポー、サクランボの木、リンゴ、ナシ、ナツメ、クリ、スモモ等

ハ. 鳥が寄ってくる木(小鳥の餌木)

クロガネモチ、ツゲ、ヤツデ、アオキ、ビラカンサス、ウメモドキ、シャリンバイ、マユミ、ナナカマド等

ニ. 家並みをやわらげる木

イヌマキ、ユズリハ、ゲッケイジュ、シイノキ、モチノキ、クロマツ、タイザンボク、クスノキ、ケヤキ、ヒマラヤスギ、マテバシイ、ナラ、カイズカイブキ等

2. 街路樹 街路樹として適当な樹木を植えることとします。

(協定の期間)

第8条 協定の期間は10年とし、その期間が終る前に土地の所有者の過半数が廃止についての申し出をしないときは、更に10年延長するものとします。

(植栽樹木の保護・管理)

第9条 協定者は、植栽樹木の保護・管理につとめ、年1回以上の消毒をはじめ、施肥、剪定等を行うようにします。

2. この協定を真に実りあるものとするため、自治会に「みどりの協定」委員を決め、保護・管理の実行、協定の運営にあたるものとします。

(協定に違反したとき)

第10条 とりきめたことがらを実施しない人には、協定の目的とする範囲内で実施してもらうための要望をします。

2. 前項の要望があつたのち3ヶ月を過ぎても、要望あつたことを実施しないときは、自治会が別にきめた公平な措置にしたがってもらうものとします。

— 以上 —